

東日本巨大地震・津波災害及び原発事故対策に関する

緊急提言

(第一次)

平成 23 年 3 月 30 日
自由民主党

東日本巨大地震・津波によって、私たちはかつてない厳しい試練に直面している。未曾有の国難と言うべきこの事態にどのように立ち向かって行くべきか、わが国の将来の命運は、いまこの時にかかっている。

わが党は、地震発生直後に『緊急災害対策本部』を設置し、これまでの数々の災害対応の経験を生かしつつ、救援物資の提供など緊急の被災者支援に党の総力をあげて取り組んできた。

また、わが党は政務調査会の下に、緊急課題対応のチームとして『法整備等緊急対策プロジェクトチーム』と『原発事故被害に関する特命委員会』、中長期課題の対応チームとして『復興再生基本法等の検討に関する特命委員会』と『エネルギー政策合同会議』を設置。各チームにおいて鋭意協議を開始したところであるが、この度、『法整備等緊急対策プロジェクトチーム』において、いち早く必要な政策事項を取りまとめた。

今後、被災者支援およびその後の被災地における復旧・復興には、膨大な経費と法整備が予想される。しかし、わが党は政府に対する全面的な協力を惜しまない。政府が不要不急な政策を撤回したうえで、「この危機に国として全責任をもってあたる」との強い決意で対応されることを強く求めつつ、わが党の具体案をここに提示する。

目 次

【I】政府の支援体制の確立	· · · · ·	P 3
【II】被災自治体への応援体制の構築	· · · · ·	P 3
【III】避難所対策	· · · · ·	P 4
【IV】被災者支援	· · · · ·	P 5
【V】ライフラインの復旧	· · · · ·	P 10
【VI】産業の復興	· · · · ·	P 11
【VII】生活・産業インフラの復旧等の支援	· · · · ·	P 12
【VIII】農林水産業支援対策	· · · · ·	P 15
【IX】応急仮設住宅の建設促進	· · · · ·	P 17
【X】その他	· · · · ·	P 18
原発・エネルギーに関する指摘事項	· · · · ·	P 19

緊急対策の基本理念

- ★ 震災対策に当たっては、被災者が安心し、自治体等が迅速かつ的確に事業を実施できるよう予算措置をはじめ国が最後まで責任を持つ。
- ★ 従来の制度の枠を超えて、政治決断をもって事態に迅速に対処する。

『思いやり基金』の創設

被災者・被災事業者に対し、当面必要な生活・事業支援など諸制度の隙間を埋める『思いやり基金』を国の責任で被災県ごとに創設する。

『災害臨時交付金』の創設

被災自治体が自由に使える大規模な『災害臨時交付金』を創設し、ニーズに応じて機動的に災害対策事業等を実施する。

具体策の提案

【Ⅰ】政府の支援体制の確立

1、震災特命大臣及び特命室の設置

被災者支援・生活支援・産業再興・インフラ復旧等を担当する特命大臣を設置、対策実施権限を付与し、「政治決断」を可能とする。関係省庁を調整し得る精銳を大臣特命室に集結させ、特命大臣をサポートする。必要な情報は特命室員を通じて的確に大臣に集約され、方針は特命室員により速やかに関係方面に伝達される体制を確立する。

2、政府現地対策本部の機能強化

被災県ごとに副大臣クラスを長とする現地対策本部を設置し、関係省庁出向職員によるサポート体制を確立。本部長に一定の即応権限を持たせ、現場対応すべきは即応し、調整を要する案件については震災特命大臣に直結する。本部員は、被災現場、避難所、ガレキ処理現場、仮設住宅建設現場を巡回しつつ、ニーズを把握し、要望事項の取りまとめにあたる。

【Ⅱ】被災自治体等への応援体制の構築

被災自治体が自由に使える『災害臨時交付金』を創設し、ニーズに応じて機動的な災害対策事業等を実施する。

被災により自治体等の行政機能は大幅に低下、事務量は格段に増大しているにもかかわらず、各自治体からの一般行政職員の派遣は遅滞している。（3／22付けで総務省より都道府県・政令指定都市へ通知）。対応の長期化にも備え、政府主導による応援体制を構築する。

- 1) 派遣職員への国による財政特別支援制度=他自治体からの職員受け入れに係る経費を交付金で全額措置。
- 2) 避難者及び避難受け入れ者に対する国の一元的な情報管理と発信。
- 3) 機能喪失市町村・保険者等の国民健康保険、介護保険、生活保護の給付及び年金給付体制の整備。

- 4) 道路法等の都道府県等による市町村等事業の権限代行制度の創設。
- 5) 被災県ごとに被災市町村の代表からなる『災害対策連絡会議』を設け、要望や支援策をまとめる。国との連絡調整の迅速化・効率化を図る。

【Ⅲ】避難所対策

避難所ではインフルエンザなど疾病が蔓延しがちであり、医療の確保とともに、燃料、温かい食事、情報、寒さ対策、入浴、し尿処理、廃棄物処理が欠かせない。

燃料の配給の徹底！

ガソリン、灯油、重油など、燃料を被災者・事業者の手元まで迅速に届けることが急務です。

1、医薬品・衛生用品の確保・避難所救護センターの設置等

- ①製薬業界などの協力を得て、十分な医薬品、衛生用品を避難所へ供給できる体制を確立する。
- ②ヘリコプター等の活用による緊急物資輸送力を増強する。また、民間ヘリの活用による救命活動及び物資輸送に関する特例措置を講ずる。
- ③うがい、手洗い、マスクの着用の励行。
- ④初期診療を行う避難所救護センターの設置。
例えば1000人以上の避難所は24時間体制で診療、500人以上の避難所は日中の診療、500人以下の避難所は巡回診療、看護師による巡回も併せて実施する等。
- ⑤医療チームの配置等を行う調整本部を保健所に設置。
- ⑥心のケアのために精神科救護所、精神科協力診療所を設置。

避難所救護センターの設置！

初期診療を行う避難所救護センターを避難所ごとに設置すべき。

2、食事提供の状況把握、計画策定、国庫負担率の引き上げ

- ①1日3食、温かい食事、栄養面に配慮した献立であるか、県に調査を依頼し、実態把握のうえ、十分な供給が実施されるよう計画策定を求める。
- ②必要に応じて食費の国庫負担を引き上げる。

3、寒さ対策、日常生活対策の状況把握、要員派遣、災害救助費の投入

- ①寒さ対策（米軍から提供される大型テント、シートが効果的）、食事対策、日常生活対策（洗濯機、物干し場、テレビ、間仕切り、入浴、し尿処理、廃棄物処理）等について、県に依頼して避難所の状況を把握する。
- ②避難所の現状把握のために必要に応じて要員を派遣。
- ③調達困難な物資について関係業界団体などへ支援を依頼。

④新たな実施方策について極力、国の災害救助費で対応。

⑤母子コーナーを設置し、
授乳等について特別の配慮を図る。

母子コーナーの設置！

授乳などについて女性に
特別な配慮を図るため、
専用のコーナーを設置す
べき。

4、避難所パトロール隊の設置

①県職員と警察官による避難所緊急パトロール隊を編成し、
避難所を巡回し、避難住民の安全確認、人心の安定、被災者の状況や地滑り等の
危険個所の把握に努める。

②避難所からの要望には、できる限り翌日のパトロールで応える。

5、在宅避難者支援

在宅避難者にも食事の提供等特別の支援を図る。

【IV】被災者支援

国の責任で「思いやり基金」を創設し、諸制度の狭間で行き届かない
分野についてきめ細かい被災者への支援を実施する。

1、遺体火葬・埋葬等に関する措置

- ①ご遺体の尊厳を守る対応に配意する。
②遺体の身元確認、遺体火葬施設の不足、
死亡届手続きの遅滞等に対応するための
相談センターを設置する。
③現在の墓地埋葬法は指定墓地にしか埋葬できないため、
柔軟な運用、もしくは甚大なる災害による墓地埋葬の例外規定を設ける。
④身元確認作業派遣医師への助成、遺体検査費用への助成。
⑤火葬・埋葬・墓地にかかる業者への緊急車両ステッカーの速やかな取得等の支援。

ご遺体を大切に！

ご遺体の身元確認を急ぐとともに、
その尊厳を守りつつ火葬・埋葬を急
ぐべき。

2、災害弔慰金・災害障害見舞金の早期支給、地方負担分の軽減

①災害弔慰金（災害弔慰金の支給等に関する法律）

・生計維持者の死亡：500万円、他の者の死亡：250万円の早期支給に努
める。

・国庫負担（従来1／2）を引き上げ、地方負担分を軽減する措置を講ずる。

②災害障害見舞金（同上）

- ・重度障害に対して生計維持者：250万円、その他の者：125万円の早期支給に努める。
- ・国庫負担（従来1／2）を引き上げ、地方負担分を軽減する措置を講じる。

3、住宅被災世帯に対する支援

- ①支給が円滑に行われるよう基盤に対して国による格段の措置を講じる。
- ②新たな住宅の取得に資するため500万円程度まで
支給実施を含め特段の措置を講じる。
- ③災害公営住宅の用地取得費への補助の創設。
- ④災害公営住宅における低所得者の家賃負担の低減。
- ⑤宅地の擁壁等の補修に対する住宅金融支援機構の
融資制度の創設（阪神では立法措置）。
- ⑥住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の拡充（金利引下げ等）。
- ⑦災害救助法上の対応において、元の場所と異なる場所に家屋を建築した場合においても同様の支援措置を講じる。

新たな住宅取得支援！

新たな住宅の取得のために、
500万円程度まで支援金
を給付すべき。

4、災害援護資金貸付・生活福祉資金貸付の円滑実施

5、医療・介護等の確保

- ①公立病院については補助率の嵩上げ等被災自治体に
実質的に負担が生じないように措置する。
- ②民間病院等については新たな補助措置等国の支援措置
を導入し、最大限の支援を図る。
- ③福祉医療機構の災害復旧融資の充実強化。
- ④病院の収容人員についての特例措置。
- ⑤特別養護老人ホーム等の被災者受入れに伴う施設基準や入所・入院基準の緩和。
(面積・人員配置・報酬・受入期間等)
- ⑥被害にあった民間関係（歯科を含む）施設等について、低利貸付、低利融資の
貸付限度額の緩和等の実施。
- ⑦民間金融機関等からの既往貸付についての返済猶予の早期実行と緊急融資・公的保証枠への柔軟な対応。

病院等の収容人員の 拡大！

病院・老人ホーム等について、入院・入所の基準
を緩和すべき。

6、医療・介護・福祉・衛生等の環境整備

- ①社会保険料免除制度の創設
被保険者の窓口負担や保険料（健康保険、年金保険料等）
の免除制度を創設する。療養の給付に要する費用の一部負担金、

窓口負担 保険料の免除！

健康保険、年金保険
料や窓口負担を免除
すべき。

- 入院、入所時の食事療養費等にかかる標準負担額等の支払いを免除。（障害者支援施設等含む）介護保険、障害者自立支援法における自己負担分の免除。それらに係る保険者への財政支援。
- ②被災により賃金の支払いに著しい支障が生じている事業所について健康保険及び厚生年金保険料等の保険料を免除し周知する。（児童手当制度の企業負担部分の免除、標準報酬月額の改正の特例を含む）
- ③病院等医療機関、社会福祉関係施設、製薬メーカー・卸・医療関係者・医薬品配送車への電力・燃料の優先供給。
- ④医療（歯科を含む）・介護・福祉関係者に対する緊急車両ステッカーの速やかな取得（運用で改善済）。
- ⑤移動診療所設置に関わる特別措置及び費用補償。
- ⑥慢性疾患等への対処など、長期的医療提供体制への支援。
- ⑦入浴施設に対する燃料確保等の支援
- ⑧理容師・美容師が避難所で行う生活衛生改善のための実費支援を行う。
- ⑨口腔ケアなど被災高齢者への対応についての財政支援。
- ⑩福祉貸付金等に対応した社会福祉協議会への専門職の派遣による人員の確保。

**病院への
電力・燃料を優先供給！**

病院や福祉施設などに電力・燃料を優先して供給すべき。

7、児童・生徒の就学支援

- ①長期の避難生活が続く子供たちへの就学支援及び健康管理等学校生活の円滑化を進める必要があるため園児・児童・生徒の就学支援立法を講じる。
- ②被災地域からの移転先で学校再開した際の、教育インフラ整備などに対する補助を講じる。
- ③被災地における園児・児童・生徒に対する心のケアや学習支援などのための教職員の増員、避難した園児・児童・生徒を受け入れる自治体における教職員の増員に対する必要な措置を講じる。
- ④私立学校に対する激甚災害指定における、公立か私立かによって、教育の復興に格差がないよう特別な措置を講じる。
- ⑤専門・各種学校、短期大学、大学の授業料等の減免措置を講じる。

児童・生徒の就学支援！

避難所や移転先で就学する子供たちに、教師の確保や費用などを支援すべき。

8、課税関係の特例措置（特別立法）

- ①国税に関する申告、納付等の期限の延長、自治体による同様の措置について周知、徹底する。

- ②雑損控除及び災害減免法による所得税の減免を平成22年分の所得税に、雑損控除を平成23年分の個人住民税に前倒し、繰り延べ期間を延長する。
- ③所得税の減免（家屋もしくは家財の1／2以上が被害にあった場合、500万円以下については全額免除等）が受けられる
災害減免法の所得要件1000万円について
これで充分か、所得要件の撤廃も含めて検討する。
- ④地方税の減免等（期限の延長、徴収の猶予、減免）について、各地方公共団体に通達に基づいた適切な措置が執られるよう通知するとともに、
通達の個人住民税、個人事業税の減免の所得要件を1000万円についてこれで充分か、所得要件の撤廃も含めて検討する。
- ⑤住宅取得促進税制の適用（住宅ローンの残高の1%の所得控除）の特例により、家を失った場合でも控除を継続。
- ⑥財形住宅貯蓄等の目的外払出しに係る利子等の遡及課税等の特例により、非課税措置を適用。
- ⑦相続税・贈与税について、課税価格の計算の特例を設ける。災害減免法による減免措置の適用基準の緩和措置（家屋だけを分母としてその一定割合が被害にあった場合、損害の分が減税となる）の周知、徹底。
- ⑧被災者に係る地方税について平成23年度においても、通達を基準とした減免等の措置。
- ⑨事業を休止した場合の資産割に係る事業所税及び被災事業所用家屋に代替する事業所用家屋を新增設した場合の新增設に係る事業所税の減免措置。
- ⑩酒税関係の周知。
- ⑪被災地への個人寄付金に対する損金算入措置の限度額の引き上げ。
- ⑫共同募金会を通じたボランティア団体等の寄付が指定寄付金の対象となっていることの周知促進。
- ⑬被災者の事業に係る災害補償や支援金の課税特例措置。

被災者の税金を 大幅に軽減！

被災者に係る各種税金について大胆に免除・軽減の措置を講じるべき。

9、雇用対策

- ①被災地復興のための公共事業に被災失業者を雇用
被災地復興のために行われる各種の公共事業に、被災失業者が一定の割合（最大40%）で雇用されるようにするため、吸收率制度を用いた被災労働者の就労促進のための法律を制定する。（特別立法）
- ②被災自治体の事務・事業に被災失業者を雇用

被災者の雇用確保！

被災失業者の生活を支えるため、復旧事業や自治体の各種業務に被災者を優先して雇用すべき。

被災自治体の行政機能低下を補うため、被災失業者の雇用の観点から特別措置を講じる。

③雇用調整助成金の特例的な適用

災害救助法適用地域を管轄する公共職業安定所管内の事業主を支給対象事業主とする。また、震災や計画停電による事業中止や縮小等の影響を受けた事業主にも適用する。

④特定求職者雇用開発助成金の活用

東日本で被災した企業の雇用対策のみならず、域外に移住する人を雇用する事業主へも助成。住宅付き被災者雇入れを行った事業主への割増助成。

⑤失業給付の特例支給等

被災による事業所の休業等により賃金を受けられない場合についても基本手当を支給。失業給付期間の延長。

⑥新卒者の就職の支援

内定取り消し回避に関して事業主等に要請。

新卒内定者を雇用安定事業等の対象とする。

⑦雇用労働者への転職を余儀なくされた自営業者への支援

被災した自営業者の公共職業訓練の受講を無料とし、訓練手当等を支給

⑧復興事業関係労働力の養成・確保

10、滅失戸籍の再製

被災市町村において滅失した戸籍正本については、管轄法務局の保存する副本及び届出書に基づき速やかに再製すること。

11、被災者への車庫証明等の免除措置

自動車の取得に際し、車庫証明・住民票・印鑑証明等の提出を当面免除する等、特別の措置を講ずる。

車庫証明等の免除！

新車・中古車の取得時に車庫証明・住民票・印鑑証明等の提出を免除すべき。

12、被災者等による農地転用の手続きを緩和する

13、被災者向け臨時FM局を開設する（総務省・被災県）

14、震災遺児支援対策

震災遺児が安心して生活し成長できるよう

児童養護施設の拡充や全寮制学校、里親制度の充実強化等

震災遺児に安心を！

震災遺児が安心して成長できるよう里親制度の充実強化等を図るべき。

をはじめきめ細やかな各般の対策を講じる。

15、募金・義援金等の配分の迅速化

寄付金、見舞金、義援金、募金等について、一刻も早く被災者に適切に配分されるよう必要な措置を講じる。

16、被災者支援策の周知徹底

実施されつつある被災者支援策等についての広報も含め被災者への周知徹底を図る。

【V】ライフラインの復旧

1、電気の復旧

- ①全国の電力会社、工事協力会社から応援要員、送電・変電用資機材を投入。
- ②配電設備の復旧は、病院、避難所、警察、消防など、送電が特に急がれる個所を優先。
- ③耐震設計面の強化と同時に送電系統などを二重化する。
- ④送電を急ぐために、すべて架空線で応急措置を講じる。

2、ガスの復旧

応急的な手当てで応急復旧させることはできず、安全を優先しながら確実に直す必要がある。ガス管に流入した土砂等を除去する必要があり、電気に比べて復旧に時間を要する。

- ①全国のガス会社から要員を動員。
- ②復旧作業の拠点となる前進基地を各地に確保。
- ③大きな地震を感じると自動的にガスを遮断する機能を備えたマイコンメーターを普及促進する。
- ④腐食や地震に強いポリエチレン管やメカニカル継手を普及促進する。
- ⑤供給停止を行うブロックを細分化する。

3、鉄道の復旧

- ①単なる復旧でなく、建設時より強度を高くし、復旧後の安全を確保する。
- ②列車線と電車線のつなぎ替えや逆線運転、仮設ホーム・仮駅の設置など、従来にない発想で使用可能な線路を最大限活用する。

- ③不通区間の段階的な開通に対応し、ダイヤ改正を頻繁に行う。
- ④バスによる代替輸送と、そのための応援要員を確保する。

【VI】産業の復興

国の責任で「思いやり基金」を創設し、諸制度の狭間で行き届かない分野についてきめ細かい被災事業者への支援を実施する。

1、被災企業支援－低利融資の充実・強化

- ①今回震災の影響を受けた事業者の救済措置に関する特例法を創設し、基金を設けて利子補給を実施、事業再開資金の給付・補助、無利子貸付等を行う。
- ②激甚災害法上の被害を直接被害、間接被害（被災工場の取引先等）を含め、激甚法被災地区での雇用等を勘案して補助要綱を改訂。
- ③中小企業信用保険法（保証協会）の改正等、震災特別保証とし貸付保証枠の拡大を行うとともに、無担保・無保証人融資を可能とする。

2、経営相談の実施

3、仮設工場・仮設店舗等の整備促進

地方公共団体、第3セクターに無利子融資。
償還期間20年、据置期間5年。

仮設の工場・店舗の整備！

当面の事業再開のために、仮設工場・
仮設店舗等の整備促進を図るべき。

4、既往債務の負担軽減、災害復旧高度化事業の拡充

既往債務の返済猶予、償還期限延長、災害復旧高度化事業の据置期間の延長等。

5、農林水産業融資の充実・強化

貸付利率引き下げ、貸付限度額引き上げ、償還期限・据置期間の延長等。

6、卸売市場の緊急整備

中央卸売市場の災害復旧制度の創設 国庫補助2／3（財政援助一括法）

7、災害復旧融資制度の創設

生鮮食料品を扱う大規模小売店舗、食料品関連産業に係る施設、広範な下請企業や取引先を有し、その復旧の遅れが被災地域の復興にとって大きな障害となる被災製造企業の復旧融資に対し、政府系金融機関による低利融資制度を創設。

8、被災企業の被害に対する税制上の対応

①法人税の繰戻し還付

前年の法人税額のうち「震災損失額に対応する部分の税額」を還付。

②法人の利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

震災損失額を限度として、利子・配当等につき源泉徴収された所得税額のうち法人税額から控除しきれなかった部分を還付。

③設備投資に係る特別償却等

被災企業の設備投資に係る特別償却、買換え特例の実施。

9、間接被害・三次被害への対応

被災企業の取引先倒産、全国的な物資・資材の逼迫、震災に起因した行事・旅行等のキャンセルによる三次被害に関する特別措置を講じる。

10、三月期決算対策

①全般：金融商品時価会計の一時凍結等暫定措置

期末棚卸の簡素化、免除及び会計士立会いの省略

②金融取引法関連：有価証券報告書提出期限の延長

③会社法関連：被災地大会社への会計士訪問の自粛と監査の簡素化

決算取締役会の時期、定数規定の緩和

11、法人に対する破産手続きの開始決定の特例の周知、徹底

12、民事調停の申立て手数料の特例の周知、徹底

【VII】生活・産業インフラの復旧等の支援

1、ガレキ処理に対して国の特別負担、自衛隊による特別支援

①全半壊・一部崩壊家屋等も含めて家屋等の解体・撤去は全て公費で賄う。

②自治体の要請に基づいて、家屋等の解体、撤去、搬送に自衛隊が協力する。

③公私の区別無く、宗教施設も含め、全て公費の対象とする。

④災害救助法を改正し、

都道府県においてガレキ等の処理が行えるようとする

とともに、費用は被災自治体負担が生じないようにする。

⑤政府の「損壊家屋等の撤去等に関する指針」

を周知徹底する。

早急な廃棄物処理！

ガレキ・廃棄物の処理について、国の責任で早急に対応すべき。

2、インフラ復興のための新たな補助制度等の導入

激甚災害の指定による公共施設の復旧事業に対する国庫負担の引き上げに加え、
インフラ復興のための新たな補助制度を導入する。その際、地方負担分については、
補助割合等を再検討し、被災自治体の負担が実質的に生じないようにする。その際、
措置について被災自治体に周知の上、被災自治体が安心して事業ができるよう対応
を図る。

【以下は阪神淡路大震災の例を列挙】

- ①公園、街路、都市排水施設、上水道、一般廃棄物処理施設、交通安全施設、改良住宅等について、補助率を現行の1／2から8／10に引き上げる。
- ②激甚法の対象にならない社会福祉施設については、補助率を現行の1／2から2／3に引き上げる。
- ③公立病院については補助率を2／3に引き上げる。
- ④政策医療を担う民間病院については、新たに国の補助を導入し補助率を1／2とする。
- ⑤港湾については、新たに神戸埠頭公社に対し、補助及び無利子貸し付け、港湾環境整備施設及び神戸市所有の荷役機械に対する補助（1／2）を行う。
- ⑥工業用水道については、新たに国の補助を導入し、被災県内の工業用水道事業は補助率80%、それ以外は補助率45%とする。
- ⑦医療保険等において、一部負担金の免除、保険料の免除等を行う。
- ⑧住宅金融公庫の災害復興貸し付けの据置期間、受付期間の延長等を行う。
- ⑨高速道路について、阪神高速道路公団法等に基づき新たに補助を行う。
- ⑩鉄道について、鉄道軌道整備法の補助要件の緩和及び低利融資を行う。

3、農林水産業関連の災害復旧計画提出期限・計画期間の延長

被災により自治体行政機能が大きく損なわれたことや被害が甚大に及んだことに鑑み、市町村が提出する農地・農業用水路・漁港などの農林水産業関連の災害復旧計画に関して、提出期限（災害発生後60日以内）を延長すると共に、計画期間（原則3年）を延長する。

4、災害復旧融資制度の創設

電力、ガス、鉄道、通信に係る被災施設の復旧に対して、政府系金融機関による低利融資制度を創設。

5、生活・事業活動の復旧等への税制上の対応

- ①被災者向け優良賃貸住宅の割増償却。
- ②被災区域内の土地等を譲渡ないし取得する場合、原則として100%の割合により、圧縮記帳による課税の繰り延べ。
- ③被災した建物、機械装置の代替資産又は被災区域等において取得する一定の建物、構築物、機械装置につき、特別償却。
- ④大震災により滅失・損壊した工場、事務所等の建物に代えて取得する建物につき、所有権の保存・移転登記、その取得資金の抵当権の設定登記に係る登録免許税を免除。
- ⑤政府系金融機関等が被災者等を対象として行う設備資金等の特別貸付について作成される消費貸借に関する契約書について、印紙税を課さない。
- ⑥大震災により滅失、倒壊した事業用家屋・
償却資産の所有者が、これに代わるものを作成した場合に、固定資産税を長期にわたり軽減。
- ⑦津波等により実質使用不能となった土地、
農地に係る固定資産税の特別な配慮。

固定資産税の免除！

津波等により使用不能となつた土地について、
固定資産税を免除すべき。

6、地籍調査や防災集団移転促進事業における自治体の負担軽減

被災地域における地籍調査や防災集団移転促進事業については、税制特例・事業要件の緩和等により、被災自治体に実質負担がかからないようとする。

7、廃棄物の処理、環境影響評価

- ①災害ゴミ（ガレキ等）については、震災廃棄物対策指針（平成10年10月）において市町村の責任とされているが、これを国及び県の責任で行うこととする。
- ②国及び県の責任において災害ゴミの捨て場を確保する。
- ③し尿処理については、国及び県の責任において処理を行い、速やかに合併浄化槽などを設置する。
- ④環境アセスメントの対象事業13事業のうち、災害復旧にあたって、必要不可欠、かつ緊急を要するものに関しては、同法が定める一部手続きの簡略化、省略化を認める。

【Ⅷ】農林水産業支援対策

1、営農、畜産・酪農関係

- ①23年産米生産数量目標の達成が困難な被害市町村の割り当て分について、被害の無かった市町村での引き受け措置を講じること。
- ②各種交付金の要件の緩和と被災地への特例措置を講じること。
- ③春からの営農に必要な用水路等施設の補修や、肥料・農薬・種子・育苗用資材等、生産資材の製造・配送に必要な重油や輸送燃料等を確保すること。
- ④下記の事業等に必要な電力・水・燃料等を確保すること。
- ・営農ならびに集出荷場、選果場の稼働や輸送
 - ・畜産酪農、飼料、家畜輸送、集乳車
 - ・飼料工場・飼料のストックポイントや港湾施設・サイロ・倉庫
 - ・食肉・食鳥処理場や鶏卵G Pセンター等
 - ・屠場・レンダリング施設
- ⑤米の円滑な流通及び備蓄対策の見直し。
- ⑥津波被害による塩害対策や灌漑施設の地盤沈下等に対応し、農地の復旧や新施設設置についての特段の支援措置を講じる。
- ⑦復元後、減収・品質劣化が生じることが想定されるので、栽培技術・販売等についての支援を講じること。
- ⑧農業者年金、制度金融及び農の雇用事業等各種制度・事業について特例措置を講じること。
- ⑨農地基本台帳等が消失した市町村における今後の事務処理と再作成費用の支援を講じること。
- ⑩農業経営再開困難者の既往借入資金の償還について特例措置を講じること。
- ⑪地域復興の要である農業団体（農協、農業共済組合、農業委員会、土地改良組合等）等への支援を強化すること。
- ⑫農業・農村の振興に向けた農地基盤再生対策
- ・農地再生計画等の策定
 - ・復旧不可能農地等について国による特例措置
 - ・天災融資法の改正・発動
- ⑬被災農家の再建対策
- ・既往農業債務の特例措置
 - ・農業の経営再開支援のための抜本的対策
 - ・農地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例

食料生産に
電力・燃料を確保！

営農、畜産、酪農など食料生産関連施設に必要な電力・燃料・水を確保すべき。

- ⑭地震の混乱により、安全な防疫体制が取れないため、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生及び蔓延が危惧される。そのため官民挙げて万全の防疫体制が取れるよう、全力を尽くすこと。
- ⑮地震の影響により、家畜市場の開催中止が長期間に及んだ場合、出荷が遅延した子牛の飼料代等を助成すること。
- ⑯被災による影響で、食肉・食鳥処理場が稼動停止等の場合、飼料代や出荷遅延による損害についても特別支援すること。
- ⑰飼料や燃料の不足により死滅する鶏が多発するなど採卵養鶏・ブロイラー農家に対して特別支援すること。
- ⑱被災者の運転資金及び経営再開資金について、据置期間、融資期間、貸付期間、貸付限度額等に十分配慮した融資制度により手当てすること。
- ⑲乳牛工場への原乳受入ができるようにするために、重油、軽油等の燃料並びに紙パック等資材について、確保すること。
- ⑳出荷制限中に、安定供給を名目に海外から安価な乳製品を輸入することは、国内産地の需給に非常に重大な影響を及ぼすことから、安易に行わないこと。
- ㉑飼料不足や余震のストレス等による乳量減や乳質の低下に対しても特別支援すること。

2、水産関係

①漁場復旧・インフラ整備

ア) 現行制度の拡充

- ・激甚災害法の補助率等を検討し、被災自治体の負担が実質的に生じないようにする。
- ・漁業活動にとって不可欠な荷さばき所、製氷冷凍冷蔵施設、共同作業場、養殖施設等の共同利用施設の災害復旧について、地方公共団体の所有するものも「暫定法」の対象とする(政令改正で対応可)。
- ・災害関連漁業集落環境施設復旧事業の補助率の引き上げ等により被災自治体の負担が実質的に生じないようにする。

イ) 新たな制度の創設

- ・漁船等海底障害物の国による撤去、処理(海のガレキ処理)
- ・水産関係施設の冷凍冷蔵庫にある水産物等の処理について、その作業に被災者を雇用することを含め、特段の措置を講ずる。

②漁船・漁具・養殖施設等漁業資材の新造、流通・加工施設等の整備

ア) 現行制度の拡充

- ・もうかる漁業事業（大中まき網など）の拡充による被災漁船建造促進
- ・激甚災害法の改正による補助対象等の拡大・充実（小型漁船のトン数5トン上限撤廃等）

イ) 新たな制度の創設

- ・漁船等の共同利用体への支援
(共同利用体への国による新造・修理支援)
- ・民間の加工・冷凍・冷蔵施設・造船所等の国による支援
- ・定置網に対する国による支援

漁船の再取得支援！

制度改革や新たな制度の創設により、漁船等を再取得できるよう支援すべき。

③金融・保険

ア) 漁業共済・漁船保険金支払に係る国の支援

- ・国による支払財源の確保（過去の例によれば特別会計法の改正）
- ・被災漁業者の後年度掛金負担増、補償水準低下への対応

イ) 事業復興融資制度の創設

- ・無利子・無担保・無保証・長期融資制度の創設

ウ) 既往債務の償還延長と利子補給(住宅の二重ローンの同様の課題)

④被災漁業者の緊急雇用

ア) 復旧・復興事業に係る被災漁業者の活用

- ・復旧・復興事業への雇用
- ・休漁漁業者の活用事業の創設

イ) 他地域への就労促進支援

⑤共同経営・漁協自営方式による水産業復興支援

被災漁業者の漁協自営・共同経営体への雇入れ方式による地域水産業復興への支援

【IX】 応急仮設住宅の建設促進

1) 政府自ら調整機能を果たし、必要戸数の把握、目標戸数・完成目標時期の設定、資材の調達、用地の確保、要員の確保に努め、事業全般をサポートする。

- 2) 応急仮設住宅メーカーだけでなく、他の住宅産業界にも協力を依頼。
- 3) 用地について各省庁から国有地等を提供、経済団体を通じて地元企業から提供。
- 4) 政府担当部局と建設会社代表による「応急仮設住宅建設推進会議」を開催し、建設目標や段取りを確認。
- 5) 大臣特命室より担当官を現地に派遣、進捗状況の把握、建設促進にあたる。

【X】その他

1、地方交付税の加算

- ① 平成23年度補正予算の編成に伴い、地方交付税を大幅に加算。
- ② 税制上の特例措置に伴う税収減に関わらず、地方交付税の減額を行わない。

2、揮発油税等のトリガ一条項の廃止

最近の石油需給のひつ迫等に鑑み、被災地の混乱の回避、財源の確保等のため、揮発油税等に係るトリガ一条項を廃止する。

トリガ一条項の廃止！

被災地の混乱回避、財源の確保のために、揮発油税等に係るトリガ一条項を廃止すべき。

3、宝くじ等の活用

復興宝くじの販売、復興競馬の実施、復興競輪・オートレースの実施、復興モーターべーと競争の実施し、収益金を被災者・事業者支援に活用する。

復興宝くじで被災者支援！

復興支援事業の一環として、宝くじ、競馬、競輪、オートレース、競艇を開催し、被災者支援に供するべき。

4、被災地の地デジ対策

7月のアナログ停波、地デジスタートが計画通りにいくのか、早急な調査が必要。完全実施日程を変えないとすれば被災地のアンテナ対策、支援措置を早急に打ち出すべき。

5、救援活動等に従事する自衛隊、警察官、消防士等への対応

救援活動や危険業務等に従事している自衛隊、警察官、消防士等の手当、装備・道具、燃料・食料・物資等の充実確保。

原発・エネルギーに関する指摘事項

原発被害への対応も急がなければならない。このため、『原発事故被害に関する特命委員会』及び『エネルギー政策合同会議』の議論を加速させ対策を取りまとめるが、当面の指摘事項は以下の通り。

- “電力復旧についての「夏まで」+「年間」+「3ヶ年」3段階計画”の策定。エネルギー基本計画の見直し。
- 周波数変換所と送電設備の早急な手当て、東清水変換所の増設工事（H26完成予定）の前倒しを含め増設。
- 電源開発が所有する北海道・本州間の送電線の容量の増強。
- IPP・大手企業などで発電設備を東電管内等に作る場合に、税法・金融上の特例補助等により支援。
- 火力発電所の増設や出力増、ガスタービンの緊急配備にかかる輸入や環境アセスメント法、電事法の手続き緩和、必要な場合特例法の制定。
- 東京電力…企業や経営者を守るのではなく、現時点で地域独占の電力事業者の事業継続能力を維持させる…政府系金融の出資、融資等。
- 計画停電の夏場に向けてのルール化
政令の復活、現状（オイルショック当時は石油の使用量を抑える目的、今回はピーク時の電力使用量の抑制）に適応するような形に改訂
- 原発の放射性物質の飛散により、風評被害も含め農・漁村、商店街は甚大な被害を受けている。原発による被害に対しては別途の基金を創設すべきである。
- 原子力災害派遣及び御遺体搬送等に従事する自衛官への手当・「賞恤（しょうじゆつ）金」等の引き上げ措置。
- 原子力災害における作業時の自衛官の装備、装具の充実（交換）。
- 原子力災害に対応する化学防護隊の充実強化。
- 福島原発20～30km圏内の医療・生活支援の仕組みの構築
- 出荷停止等の被害を受けた生産者や関係事業者に対して、万全の補償を行うこと。
出荷自粛や風評被害により売上が減少した農畜産物等についても同様に万全の補償を行うこと。
- 原子力災害避難により営農継続が困難に陥る農業者に対し再開及び転廃業をする補償、または再生産に向けて可及的速やかに復旧を進め、土壤の安全宣言および安全確保を行うこと。

- 放射性物質の影響を受けて原乳（生乳）の出荷停止指示が出ている福島県及び茨城県については、迅速に適切な廃棄処分を講ずる。廃棄した原乳代・飼料代・労働費等の実質的な損害に加え、風評被害によるその他の農畜産物の損害についても補償すること。補償額の算出にあたっては、昨年の青色申告を参考にし、増減頭数については按分して計算すること。
- 福島第1原発から半径20キロ圏の避難指示区域内の畜産農家が放置した家畜については、全額補償するとともに、休業補償及び再建費用等についても補償すること。半径20～30キロの屋内退避区内で、政府が自主避難を促して避難した畜産農家に対しても同様の措置を講じること。
- 震災及び放射性物質の影響を受けた県に対しては、「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）」「肉用牛繁殖経営支援事業（子牛補給金の補完事業）」「養豚経営安定対策事業」の算定基準について、全国平均とせず特例的に地域の実情を十分に反映した県毎の算出方法を採用すること。
- 出荷制限が長期化すれば、わが国全体の生乳の需給に影響を及ぼすことから、制限解除に向けて放射性物質の検査・判定を計画的かつ頻繁に行うとともに、制限解除をした場合は、消費者に速やかに情報を提供して風評被害の防止に努めること。また、放射性物質が検出された対象が、飼料か水か家畜自体かを明確にすること。
- 飼料用草地の土壤に放射性物質が残留した場合、休耕補償や代替地を確保する資金についても補償すること。
- 風評被害対策に万全な対応を行うこと。